

# 『かかりつけ薬局』をもちましよう



## その1 「かかりつけ薬局」ってどんな薬局のこと？

◎患者さんは、どの病院・診療所（医院）・歯科診療所で処方せんを受け取った場合でも、自由に薬局を選ぶことができます。自宅の近くやいつも行く商店街の薬局など、あなたがいつも利用する薬局が決まっているとすれば、その薬局のことを「かかりつけ薬局」といいます。どこの病院・診療所（医院）・歯科診療所にかかっても、同じ薬局で調剤を受けることが大切です。

◎患者さんの薬の服用歴や体質（副作用歴やアレルギー歴）などを記録し、あなたが病院・診療所（医院）・歯科診療所で発行された処方せんの薬を受け取るときに、その記録と照合しながら調剤しますので、複数の病院・診療所（医院）・歯科診療所から薬が出ている場合などの薬の重複や飲み合わせのチェックを簡単に行うことができます。

もし、あなたにとって服用すべきでない薬が出ている場合などは、薬剤師が医師（または歯科医師）と相談し、薬の変更や投薬取り消しなどを行います。

## その2 「かかりつけ薬局」ってどんなことをするの？

◎薬の服用履歴や副作用歴・アレルギー歴などの記録を作成し、その記録と照合して安全を確認しながら調剤します。

◎薬の服用について気をつけることを説明し、必要に応じて文書を出します。

◎受診した全ての病院・診療所（医院）・歯科診療所の医師（又は歯科医師）の発行する処方内容について詳しく知る事ができます。

◎服薬指導（薬の飲み方、使い方、副作用など）をいつでも受けられます。

◎処方せん薬のみならず市販薬の副作用情報などを含め、健康に関する相談や情報提供が受けられます。

※薬剤師も医師と同様、患者さんの病気や服用薬などプライベートな事項は守秘義務がありますので、プライバシーを侵害されることはありません。

### 「おくすり手帳」を持ちましよう。（おくすり手帳は、薬局でもらえます。）

◎おくすり手帳には、自分の飲んでる薬等が記録され、重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止でき、ふだん持ち歩くことで自分の使っている薬を正確に伝えることができます。

※わからないことについては、北海道稚内保健所（電話0162-33-2978）にお電話等でお気軽にお尋ねください。

## 北海道水資源の保全に関する条例(仮称)素案に対する 道民の皆様からのご意見を募集します

北海道では、道民のかけがえのない財産である水資源を守り、将来にわたって引き継いでいくため、水源周辺の土地について、行政がその所有者情報や取引の実態を把握した上で、適正な土地利用に誘導していくことなどを内容とした「北海道水資源の保全に関する条例（仮称）」の制定に向け、現在、検討を進めています。つきましては、このたび、条例素案を取りまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

### 道民意見提出手続の意見募集要領

1. 条例等の案の名称 北海道水資源の保全に関する条例（素案）

2. 条例等の案及び参考資料（素案の概要等）の入手方法

(1) 北海道のホームページ（総合政策部計画推進局ホームページ）への掲載  
([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksk/mizusigen\\_pubcome.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ksk/mizusigen_pubcome.htm))

(2) 以下の場所での閲覧及び配布

北海道総合政策部計画推進局（道庁2階）・各総合振興局及び各振興局の行政情報コーナーまたは地域政策部地域政策課

3. 意見等の募集期間 平成 23 年 11 月 2 日（水）～平成 23 年 12 月 2 日（金）

4. 意見の提出方法及び提出先

郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出してください

宛先 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部計画推進局（土地利用計画グループ）  
ファクシミリ 011-232-1104

電子メール sogo.keikaku1@pref.hokkaido.lg.jp

【お問い合わせ先】北海道総合政策部計画推進局土地利用計画グループ 電話 011-204-5178